

タ イ ト ル	埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金の返還に当たり延滞金が生じたことについて
---------	--

いつ 実施日時・工期	令和 4 年 4 月～ 5 月
どこで 会場・開催地等	
だれが 主催者・関係者	保健福祉部 健康保険医療課
なにを 事業内容など	平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度に係る埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金を返還するに当たり、納付期限を経過して延滞金 336,408 円が発生した。
なぜ 目的・理由	4 月に担当事務の見直しを行ったが、事務引継における管理監督者の指導・管理が不十分であったため、支払期限までに手続きをしなかった。
どうした 経緯・経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年 11 月に交付金の実績報告書を埼玉県に提出。 ・ 令和 4 年 3 月 24 日に返還金 50,971,162 円が確定。 ・ 令和 4 年 4 月 14 日、返還金の納付期限。 ・ 令和 4 年 5 月 2 日に県担当者から未納の連絡を受け、支払手続きをしていないことが判明。 ・ 令和 4 年 5 月 6 日に返還金を納付（納付期限から 22 日経過）。 ・ 令和 4 年 5 月 18 日に延滞金の納付書を受領し、5 月 23 日に支払予定。

金 額	延滞金 336,408円
そ の 他	このような事案が発生したことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めます。
問い合わせ先 担 当 課	課 名 保健福祉部 健康保険医療課 氏 名 櫻井 崇 電 話 048-464-1111 (2165)